

## 特許申請受付業務について

平成18年9月26日  
特 許 庁ア 制度・業務の現状

## ①業務の目的・概要及び具体的実施方法

## 〈業務の目的・概要〉

- ・特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の出願等の受付

## 〈具体的実施方法〉

- ・特許庁に対してなされる特許等の出願については、その93%をオンラインにより受け付けている。残りの7%については、窓口及び郵送により書類での受付を行っているが、庁内でのペーパーレスの事務処理を行うために書類の電子化を行っている。この電子化については、既に、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき、同法第9条に規定する登録情報処理機関である民間法人において実施している。
- ・特許出願前の手続等に関する相談については、弁理士等が行っており、既に民間開放済みである。
- ・特許庁の窓口での受付では、不適法な手続がされた場合には、特許法等に基づき却下処分等を行っている。
- ・業務フロー図：別紙1－1、別紙1－2

## ②業務実施に当たっての全体組織体系

- ・別紙2

## ③業務量に関する指標の実績

- ・受付窓口及び郵送での出願書類等の受付：41万件／年
- ・配置人数（常勤・非常勤の別）：常勤19人、非常勤2人
- ・予算：電子化に係る業務の請負費用 4.7億円（18年度契約額）

## ④業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概要

- ・特許等の出願に係る業務のうち、却下処分、補完命令等については、公権力

の行使を伴う処分であり、特許法等の規定に基づき、特許庁長官が行うこととされている。

- ・ 関連条項：特許法第 17 条第 3 項、特許法第 18 条、特許法第 18 条の 2、実用新案法第 2 条の 2 第 4 項、実用新案法第 2 条の 3、実用新案法第 2 条の 5 第 2 項、意匠法第 14 条、意匠法第 68 条第 2 項、商法第 5 条の 2 第 2 項、商法第 5 条の 2 第 5 項、商標法第 77 条第 2 項等

## イ 業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

### 〈電子化に係る業務について〉

- ・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 9 条に規定する登録情報処理機関である民間法人において実施しており、既に、民間開放済みである。

#### 〔参照条文〕

#### ○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

第九条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。

3 （略）

### 〈受付に係る業務について〉

- ・ 特許出願前の手続等に関する相談については、弁理士等が行っており、既に民間開放済みである。
- ・ 特許等の出願に係る業務のうち、却下処分、補完命令等については、公権力の行使を伴う処分であるため、特許法等の規定に基づき、特許庁長官が行うことが必要であり、民間開放は不可能である。

## ウ 外部資源の活用状況

**①請負業務の内容**

- ・ 出願書類等の電子化に係る業務

**②請負先**

- ・ 財団法人工業所有権電子情報化センター

**③業務の費用の財源及び金額**

- ・ 出願人等からの手数料 2. 8 億円（平成 1 8 年度見込額）
- ・ 電子化に係る業務の請負契約 4. 7 億円（平成 1 8 年度契約額）

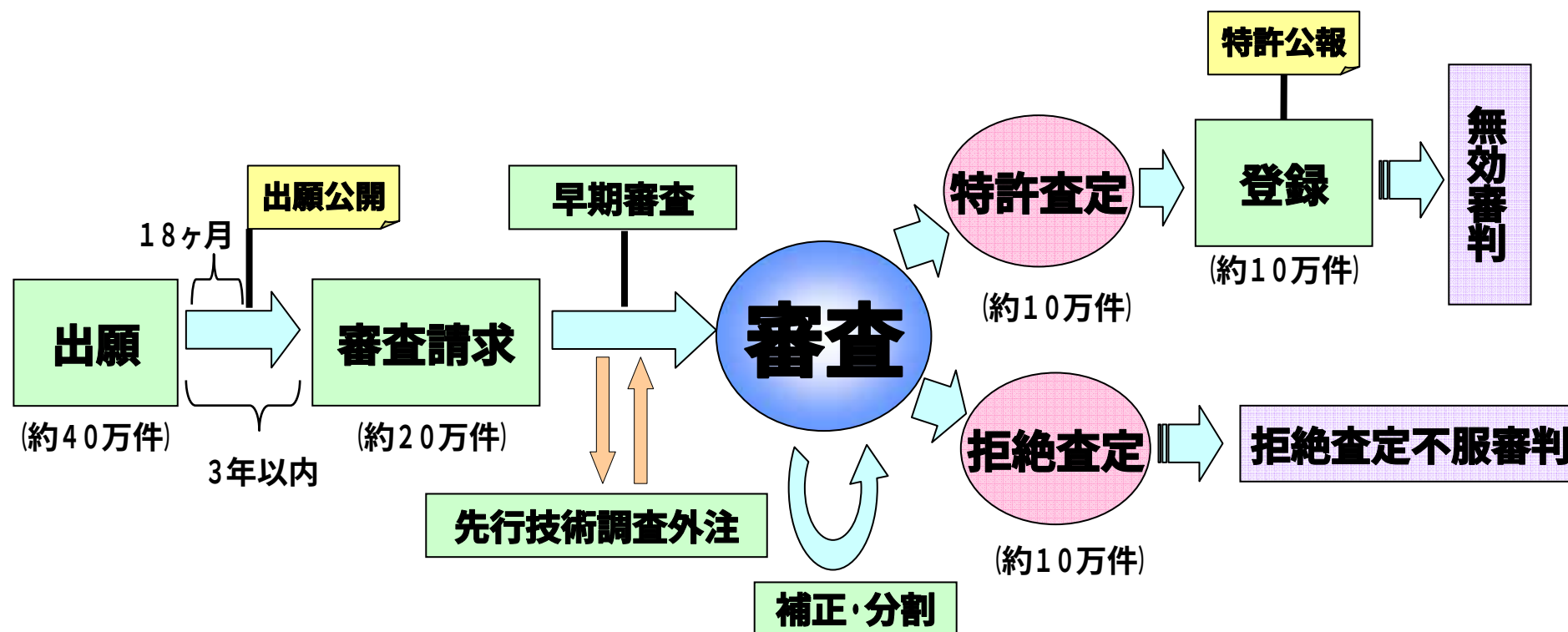
**④指定・登録・委託契約等の別**

- ・ 登録機関に対する請負契約

**⑤法令上の根拠**

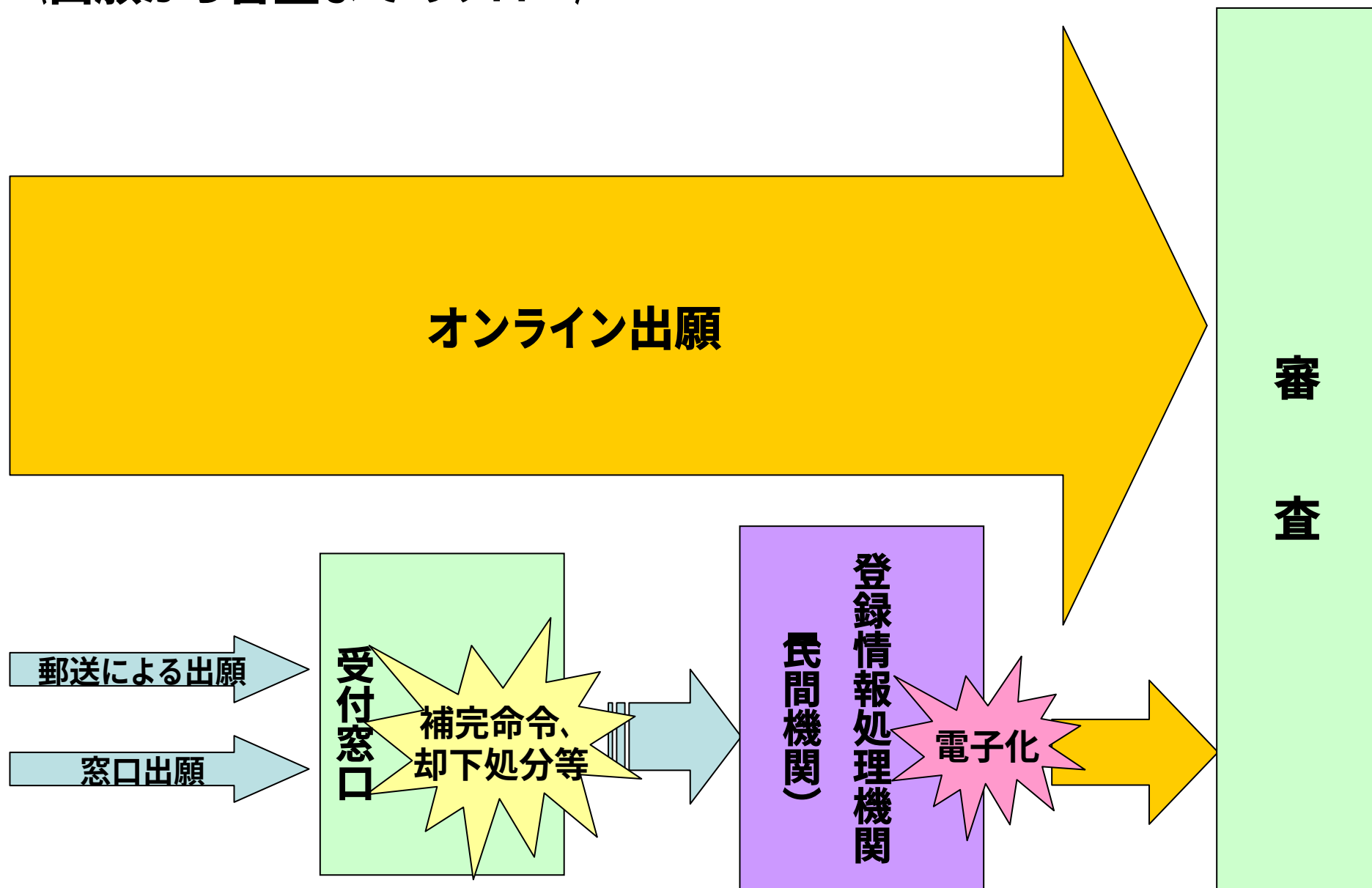
- ・ 工業所有権に関する手続の特例に関する法律第 9 条

## 〈特許審査のフロー〉



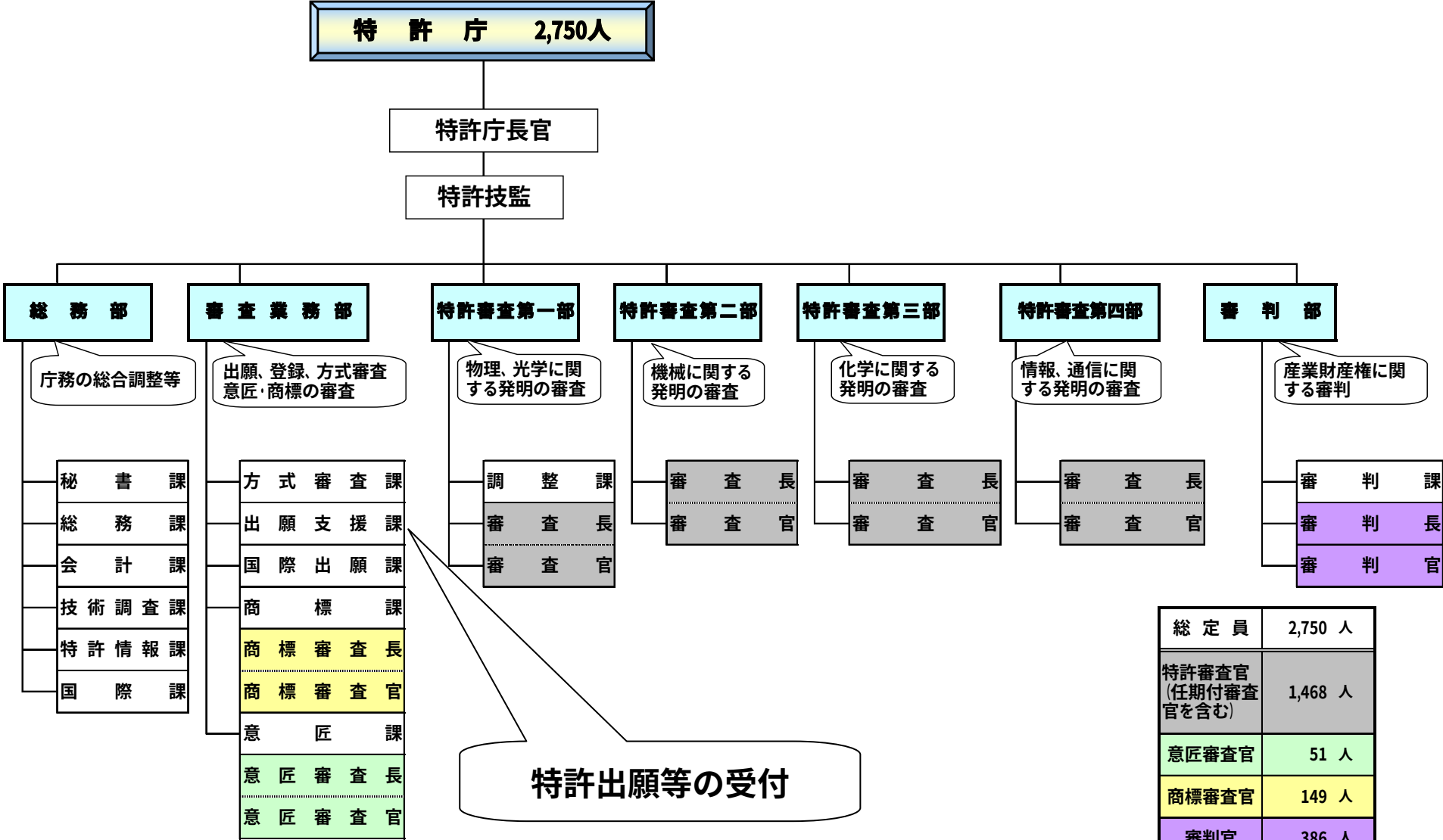
(注) 5年間の平均値

# 〈出願から審査までのフロー〉



〈組織図〉

(平成18年9月現在)



|                      |         |
|----------------------|---------|
| 総定員                  | 2,750 人 |
| 特許審査官<br>(任期付審査官を含む) | 1,468 人 |
| 意匠審査官                | 51 人    |
| 商標審査官                | 149 人   |
| 審判官                  | 386 人   |
| 一般職員                 | 696 人   |